

平成 22 年 2 月 25 日

各 位

株式会社 ライフサポート
代表取締役 西山 幹夫

弊社従業員の薬事法第 68 条違反容疑による逮捕について

このたび、弊社元役員が、弊社とは別法人として経営しておりました個人輸入代行会社である、ベルインターナショナルHKリミテッド（以下、「インター」といいます。）が作成した広告に、薬事法第 68 条（未承認医薬品の広告）に抵触する記載があるとして、2 月 22 日、同法違反の罪で、当該弊社元役員及び弊社従業員の 2 名が、新潟県警察に逮捕されるという事態が発生いたしました。

一部新聞報道では、弊社が運営する「快適生活」によるものとも受け取れるような報道がありましたが、同事業は弊社と異なる法人、インターによるものであることをご説明させていただきます。

上記元役員は、インターの事業として、海外商品の個人輸入代行サービスを行っており、インターの広告の一部を、上記弊社従業員に指示をして、弊社のカatalogに同封しておりました。弊社は、インターによる個人輸入代行業業には違法性はないと考えていたことから、その内容の詳しい確認を怠っておりました。

弊社は、かねてより、法令遵守についてその趣旨の徹底を図っておりましたが、今回の事態は、あくまで別法人のことではあっても、弊社の認識の甘さを重く受け止め、上記元役員を退任させ、上記個人輸入代行業業についても即日中止させた上で、新潟県警察当局に対し、捜査について、全面的に協力する旨、弊社顧問弁護士を通し報告をしておりました。

このたびの弊社元役員らの不祥事を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、コンプライアンス第一の経営方針を全社員に改めて徹底し、不祥事の再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、ご迷惑・ご心配をお掛けいたしました皆様には、直接お詫び申し上げたい思いは尽きないのですが、それがかなわなかった状況にありましたことを、ご賢察賜れますよう、お願い申し上げます。

もとより、従業員一同は、一日も早く信頼を回復すべく業務に専心する所存でございますので、今後の事業継続に皆様のご協力が賜れますよう、伏してお願い申し上げます。

以上